

任意継続被保険者（以下、「任継被保険者」）保険料等について

1. 任継被保険者の資格取得のための要件

一般保険被保険者としての喪失日の前日までに2か月以上継続して加入期間があること。

2. 任継被保険者の資格取得日

一般被保険者の喪失年月日がイコール任継被保険者の資格取得日となります。

資格取得日から最大2年間、任継被保険者として加入を継続できます。

ただし就職、保険料未納、死亡など資格喪失要件に該当したときは、資格喪失となります。

※特に保険料納付期日を過ぎても保険料をご納付いただけない場合は、資格喪失手続きに入らせていただきますのでご注意ください。

3. 任継被保険者になるための申請書類

（1）任意継続被保険者資格取得申請書

一般被保険者の資格喪失日から20日以内に申請書を健保組合へご提出下さい。

申請書の各項目は必ずご記入ください。

（2）被扶養者異動届

被扶養認定対象者（扶養しているご家族を被扶養者として加入させることをご希望の場合）がいる場合には被扶養者異動届を必ずご提出ください。また生計維持関係を証明するために以下の書類をご添付ください。

被扶養者異動届の添付書類

- ・市町村の課税非課税証明書（非学生の方は必ずご提出ください）
- ・在学証明書（高校生以上の方は必ずご提出ください）
- ・年金振込通知書、決定通知書のコピー（老齢年金受給中の方はご提出下さい）

※上記の書類等をご提出いただいて「生計維持関係の有無」を確認したうえで、被扶養者認定を行います。そのため生計維持関係が認められない場合は被扶養者認定ができない場合がございます。ご了承ください。

4. 保険料と納付方法について

（1）保険料の納付期日

任継被保険者の資格を取得された方には、原則として健保組合から「保険料納入告知書」を発行してご自宅宛てに送付いたします。この納入告知書に記載されている「納付期日」までに保険料の納付手続きをお願いします。

※保険料納付期日を過ぎても保険料をご納付いただけない場合は、資格喪失手続きに入らせていただきますのでご注意ください。

(2) 保険料額について

任継被保険者の保険料額の計算方法については以下のとおりです。

「ご退職時の標準報酬月額」または「前年9月末日（※4月～12月の取得者については前年の9月末日。1月～3月の取得者については前々年の9月末日）における全被保険者の平均報酬月額に対応する標準報酬月額」のいずれか低いほうの額が、任継被保険者取得時における「標準報酬月額」となります。

任継被保険者の保険料額

「任継被保険者の標準報酬月額」×「当年度の保険料率」＝「所定保険料額」

「所定保険料額」が任継被保険者の方の1ヶ月分の保険料額となります。

※標準報酬月額ごとの保険料額（令和7年度）については、PDF「令和7年度 任継被保険者の所定保険料ならびに前納保険料額表（※介護保険料ありと介護保険料なしの2種類がございます）」をご参照下さい。

※任継被保険者の保険料額は、以下の場合を除き原則として2年間変わりません。

- ・任継被保険者加入中に、40歳以上となり介護保険第2号被保険者に該当した場合、または65歳以上になり介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合。
- ・健康保険料率や介護保険料率に変更された場合（変更された場合は、必ず組合からご連絡いたします）
- ・標準報酬月額の上限が変更された場合（前年9月末の「全被保険者の平均報酬月額」に対応する標準報酬月額）が変更となった場合。この場合も必ず組合からご連絡いたします）

(3) 保険料納付方法について

任継被保険者の保険料の納付は、金融機関からのお振込みが原則です。またご納付方法については以下の3通りがございます。

- A. 毎月払い（原則として当月の10日までに保険料を納付する。割引なし）
- B. 6ヶ月ごとの前納払い（年度を4月から9月までと、10月から翌年3月までに区分して、前半期・後半期に分けて前納払いをする。割引あり）
- C. 1年分の前納払い（4月から翌年3月分までを前納払いする。割引あり）

「任意継続被保険者取得申請書」をご記入の際に、上記A～Cまでのご納付方法をご選択していただくことになります。

※BおよびCの前納払いについては「年4分の割引（福利原価法）」があります。ただし取得月（任継被保険者を取得年月日が属する月。一番初めの月）については割引の適用はなく、取得月の保険料は所定保険料額となりますのでよろしくお願いいたします。

※年度の途中に任継被保険者資格を取得する場合に、BまたはCの前納払いをご選択された場合は、下表の例のとおりとなります。

◇前納保険料の支払い方法別の例

前納払い方法	例
B. 6ヶ月ごと前納	ア) 4月に取得の場合 4月は取得月のため「所定保険料」。5月～翌年3月までの11ヶ月分については「前納保険料」となる。 したがって 前半期の保険料＝所定保険料＋前納5ヶ月分保険料 後半期の保険料＝前納6ヶ月分保険料額 以上のとおり年度に2回、前半期と後半期の保険料を納付する。 イ) 8月に取得の場合 8月は取得月のため「所定保険料」。9月～翌年3月までの7ヶ月分については「前納保険料」となる。 したがって 前半期の保険料＝所定保険料＋前納1ヶ月分保険料 後半期の保険料＝前納6ヶ月分保険料額 以上のとおり年に2回、前半期と後半期の保険料を納付する。 ※納付期日は保険料納付書をご確認ください。
C. 1年分前納	ア) 4月に取得の場合 4月は取得月のため「所定保険料」。5月～翌年3月までの11ヶ月分については「前納保険料」となる。 したがって 1年分前納保険料＝所定保険料＋前納11ヶ月分保険料 以上のとおり年度に一回、保険料を納付する。 イ) 8月に取得の場合 8月は取得月のため「所定保険料」。9月～翌年3月までの7ヶ月分については「前納保険料」となる。 したがって 1年分前納保険料＝所定保険料＋前納7ヶ月分保険料 以上のとおり年度に一回、保険料を納付する。 ※納付期日は保険料納付書をご確認ください。

5. その他

その他、ご不明な点がございましたら会社の総務担当者または健保組合までお問合せください。よろしくお願いいたします。

日本レストランエンタプライズ健康保険組合

TEL 03-5829-3425

担当 飯野